

## 5 これまでの財政健全化の取組

### (1)分権改革推進プログラムと「第二次中期財政運営方針」(平成16年11月策定時)

- 国の分権改革の進展や市町村合併による基礎自治体の規模・能力の拡大を視野に、これからの国、県、基礎自治体の役割分担や県からの基礎自治体への事務・権限移譲の推進、地方分権時代に対応した県の事務事業や組織の見直し、並びに将来の都道府県再編を見据えた県のあり方などについて検討を行い、平成16年11月に「分権改革推進プログラム」を策定しました。
- 「分権改革推進プログラム」は、「分権改革推進計画」、「第二次行政システム改革推進計画」、「第二次中期財政運営方針」の3計画の総称で、財政改革の基本的な方向性を明らかにした「第二次中期財政運営方針」の概要は、次のとおりです。

### 第二次中期財政運営方針の概要

#### ① 目的

- ・ 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準用団体となるおそれを回避する。
- ・ 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指す。
- ・ 長期的には、財政の弾力性の回復を実現する。

#### ② 期間

- ・ 平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする。ただし、緊急に取り組むべきものは、平成16年度から実施する。
- ・ 平成16年度から平成18年度まで3年間を「集中対策期間」と位置づけ、重点的な取組みを実施する。
- ・ 平成19年度以降の対策は、経済情勢、三位一体改革の動向等を踏まえて、平成18年度に見直す。

#### ③ 目標

- ・ 次の2点を財政健全化の基本目標とするが、三位一体改革や今後の経済情勢等の動向を踏まえ、的確に対応する必要があることから、具体的な数値目標は別途設定する。
  - ◎ 財源不足の早期解消
  - ◎ プライマリーバランスの早期黒字化

#### ④ 財政健全化方策

- ・ 歳出では、人件費の抑制、内部管理経費の削減など内部努力の徹底から、普通建設事業、事務事業などの施策の見直しまで、すべての分野における抜本的な歳出削減を計画的かつ着実に実施する。
  - ◎ 内部努力の徹底
    - 人件費の抑制（職員総定数の削減、給与の見直し）
    - 内部管理経費の削減（施設管理経費、事務経費の削減）
  - ◎ 施策の見直し
    - 普通建設事業等の削減（公共事業、公共事業以外の投資的経費の計画的削減）
    - 事務事業の見直し（補助金の抑制・削減、その他一般事業の削減）
- ・ 歳入では、県税収入、財産収入など、徹底した歳入確保に努めるとともに、適正な資金確保対策を講じる。
  - ◎ 歳入の確保（県税収入の確保、受益者負担の適正化、財産収入の確保等）
  - ◎ 資金確保対策等（基金の活用、県債の活用、公債費の平準化等）
- ・ これらの取組みと並行して、施策の選択と集中のさらなる徹底により、活力ある「元気な広島県」の実現につながる施策・事業に必要な財源の確保に努める。

## (2) 財政健全化に向けた「新たな具体化方策」(H19~21)の取組状況

- 平成19年度から21年度までの間に、409億円程度の財源不足の圧縮を行いました。
- この間、施策の選択と集中の更なる徹底により、「元気挑戦プラン」の実施計画に必要な財源を確保しました。

(単位：億円)

| 区 分      |   | 基本方針とその実績   | H21年度効果額<br>(一般財源)<br>[当初予算ベース] |
|----------|---|---|---------------------------------|
| 歳<br>出   | 内部努力  |   | 186                             |
|          | 人件費の抑制  | ○職員数の見直し<br>・H21までに1,338人の削減[対H18年度]<br>知事部局・警察本部(警察官を除く)等 ▲775人<br>教育委員会 ▲563人<br>○給与等抑制措置：局長級：7.5%、課長級：5.5%、一般職：3.75%<br>(月例給及び期末・勤勉手当)<br>○諸手当見直し等 | 136                             |
|          | 内部管理経費の削減   | ○事務事業総点検の結果等に基づく削減<br>・施設管理水準の見直し・経費抑制<br>・旅費、物品調達方法の見直し等   | 50                              |
|          | 施策の見直し  |   | 186                             |
|          | 普通建設事業費等の削減   | ○公共事業の計画的削減<br>・補助公共・単独公共(建設)：▲35.0%[H18年度比]<br>・単独公共(維持)・直轄負担金：▲17.5%[H18年度比]<br>○公共事業以外の投資的経費：▲35.0%[H18年度比]  | 123                             |
| 事務事業の見直し | ○事務事業総点検の結果に基づく削減<br>・情報システム最適化、契約見直し<br>・義務的補助金に準ずる補助金等の見直し等 | 63  |                                 |
| 歳入       | 歳入の確保   | ○収入未済額の縮減、財産売却収入の確保等  | 37                              |
| 合 計      |   |   | 409                             |

### < 参 考 >

| 区 分        |               | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------|---------------|--------|--------|--------|
| 1. 財源不足額   |               | ▲632   | ▲652   | ▲662   |
| 2. 財政健全化対策 |               | 156    | 320    | 409    |
| 3. 財源対策    | ① 行政改革推進債等の発行 | 226    | 199    | 184    |
|            | ② 財源調整的基金の取崩し | 133    | 19     | 13     |
|            | ③ 特定目的基金の活用   | 67     | 58     | 6      |
|            | ④ 公債費の平準化     | 50     | 56     | 50     |
| 4. 差引      |               | 0      | 0      | 0      |